

ブリッジ Bridge 9月号

トレンドニュース（令和8年7月分）

◆ 大阪労働局：有効求人倍率（季調値）：1.12倍（前月比0.01P低下）

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況（ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署）

・新規求人数：9,614人と前年同月比1.2%減少。

新規求職申込件数：1,805人と前年同月比7.2%増加。

⇒新規求職者は5ヶ月連続で増加しました。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

大阪労働局では、大阪府最低賃金を令和8年9月1日付けで正式に改正決定し、同日官報公示を行うこととしています。

これにより、改正大阪府最低賃金（時間額1,231円）の効力が発生するのは、同年10月1日となります。

目次

《お知らせ情報》

◆ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

◆ 令和8年度全国労働衛生週間特別講演のご案内（令和8年10月5日（月）開催）

- ・労働安全衛生法の改正について
- ・化学物質の自律的管理に向けたリスクアセスメントの進め方

◆ 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内

◆ 転倒による労働災害防止研修会のご案内（令和8年10月9日（金）開催）

◆ 令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます

◆ パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和8年10月1日施行）

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表（フルタイム・パートタイム）
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況（フルタイム・パートタイム）
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



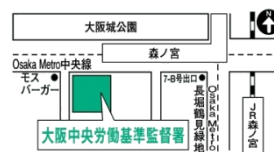
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

（大阪中央労働総合庁舎4・5階）

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



大阪府の 最低賃金

令和8年10月1日
から

時間額

1,231円



☑使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額	

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する
特設サイトもご
覧ください。



(080901)

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00



どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・業務改善助成金コールセンター
・TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・大阪労働局職業安定部
雇用保険課助成金センター
・TEL:06-7669-8900



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

【問合せ先】
・中小企業税制サポートセンター
・TEL:03-6281-9821



◆働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

【問合せ先】
・大阪労働局雇用環境・均等部
企画課
・TEL:06-6941-4630



◆中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

【問合せ先】
・中小企業省力化投資補助事業
コールセンター
・TEL:0570-099-660



◆デジタル化・AI導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援します。

【問合せ先】
・デジタル化・AI導入補助金事務局
・TEL:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果の通知 健康診断結果の記録

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断結果についての 医師からの意見聴取

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断実施後の措置

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。



健康診断結果に基づき事業者が
講ずべき措置に関する指針はこちら

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

■ 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。 ※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら⇒



女性の健康課題に関する理解の促進

■ 女性の健康課題に関する労働者の理解の促進や具体的な相談対応に努めましょう。

- 一般健康診断における問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。 ※³ ※⁴
- 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

※³：【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診の目的は、事業者には義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。 また、女性の健康問診の回答は健診機関から事業者へ直接提供されることはありません。

※⁴：令和8年4月28日付け基発0428第14号・保発0428第8号「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」

女性特有の健康課題に関する問診を
活用した女性の健康管理支援
実施マニュアルはこちら⇒



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（項目のみ抜粋）

令和8年8月21日付け基安発0821第2号

【重点事項】

（1）一般健康診断

- ア 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
- イ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 小規模事業場における留意事項
- オ 地域保健との連携（コラボヘルス）
- カ 外国人労働者に関する留意事項
- キ 派遣労働者の健康診断
- ク 個人事業者等に関する留意事項

（2）ストレスチェック制度の適切な実施等

（3）健康保持増進措置等の適切な実施

- ア 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
- イ 職場におけるがん検診の推進
- ウ 女性の健康課題に関する理解の促進
- エ 口腔の健康の保持増進
- オ 眼科検診等の実施の推進

（4）職場環境に起因する疾病の防止の推進

- ア 騒音障害防止のための取組の推進
- イ 職場における感染症に関する理解と取組の促進

（5）治療と仕事の両立支援の周知

※本月間に係る通知本文をご参照するにはこちらをご覧ください。⇒



令和8年度

参加
無料

全国労働衛生週間 特別講演

令和8年度の全国労働衛生週間(本週間:10月1日～7日)は、

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場
をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理
活動の一層の促進を図るよう呼び掛けることとしています。

そこで、事業場における化学物質の自律的管理について、特別講演を開催いたします。

日時

令和8年10月5日(月) 14:00～16:00

会場

会場 エル・おおさか 本館6階 大会議室

定員 : 110名

(先着順です)

労働安全衛生法の改正について

【大阪労働局 労働基準部 健康課 担当官】

主な内容

化学物質の自律的管理に向けた リスクアセスメントの進め方

【大阪産業保健総合支援センター 産業保健相談員】

【大阪産業保健総合支援センター】のホームページからお申し込みください
<https://osakas.johas.go.jp/seminar/>

申込方法



大阪市中央区北浜東3-14

京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センター

TEL 06-6944-1191

<https://osakas.johas.go.jp/>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

主催：大阪労働局 労働基準部 健康課
共催：大阪産業保健総合支援センター



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



- ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☒ 残業を減らしたい。
- ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☒ 就業規則を見直したい。
- ☒ 36協定の作り方を知りたい。
- ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です

ぜひ！ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！



労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

〒530-0043 大阪市北区天満二丁目1番30号
大阪府社会保険労務士会館5階

受付時間 平日 9:00～17:00

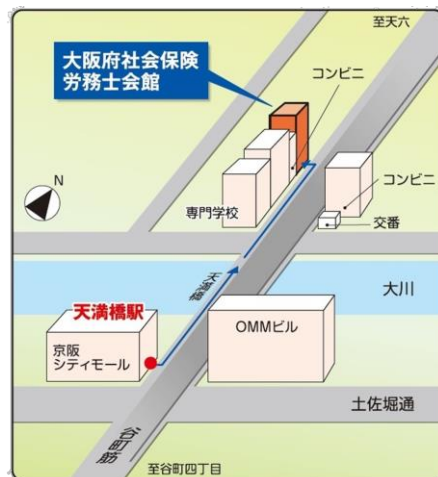
TEL 0120-068-116

MAIL osaka@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/osaka/>



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

!!こんな!!
お悩み 私たちにご相談ください!!



ご相談事例

- ✓ 最低賃金引き上げの対応
- ✓ 賃金引上げのための生産性向上の支援
- ✓ 年次有給休暇の付与方法
- ✓ 時間外労働の上限規制への対応（建設/運送/IT等）
- ✓ 多様な正社員制度導入支援
- ✓ 人材の確保/定着を目的とした雇用管理改善
- ✓ 正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消（同一労働・同一賃金）
- ✓ その他・ワークライフバランス

お申し込み方法

01

QRにアクセス

お手持ちの
スマホでQR
を読み込み



02

お申し込み

企業様の情報と
ご相談内容を
お選びください



03

日程調整

後日、専門家より
お電話にてご連絡
いたします



～ 事業者の皆様へ ～

ハイブリッド（対面・ZOOMオンライン）開催による 転倒による労働災害防止研修会

参加
無料

主催：大阪労働局 労働基準部 安全課
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター



転倒による死傷者数が増加しています！

大阪府内における休業4日以上労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く）のうち、転倒による死傷者数は令和8年7月末現在1,169人となり、前年同期と比較して133人（12.8%）増加しており、労働災害全体の4分の1を占めています。

転倒災害は全ての業種で割合が高く、休業見込み期間も長期化する傾向となっており、その間の人員確保も困難となることも懸念されています。

このような状況を踏まえ、転倒災害の防止を目的として、下記のとおり研修会を開催いたします。

日 時

令和8年10月9日（金）14時～16時30分

内 容

・労働災害発生状況等

大阪労働局労働基準部安全課 担当官

・大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事業

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

・エイジフレンドリー指針の概要と災害防止対策

中央労働災害防止協会近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター
健康快適推進室 平岡正弘氏

・「備えあれば憂いなし」あなたの会社はちゃんとできていますか？

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
専門家 藤田 忠樹 氏

申込方法

二次元コードまたは下記URLから申込ページに
アクセスしてください。

《会場参加の方》

二次元コード →

↓ URL



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-kJZ7YKxO5DHPmw1cLtom>

《web参加の方》

二次元コード →

↓ URL



<https://form.run/@natarakikata-osaka-a3SRjbTYig1E1Z6oOuFV>

研修会の定員…会場 50名 ZOOM参加 500名

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。お早めにお申し込みください。

研修会へのお問合せは…

・研修会の内容に関する事

大阪労働局労働基準部安全課（電話06-6949-6496）

・申し込みに関する事

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

（電話06-4792-8205 E-mail : Osaka@workstylereform.net） 平日 午前9時～午後5時30分



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

R08.08

令和8年10月1日から、 カスタマーハラスメント対策、求職者等に対する セクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

事業主の皆さまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、

職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

※顧客等からの苦情の全てがカスハラに該当するわけではありません。また、障害者から不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスハラには当たりません。

【①顧客等とは】

顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含む）

（例）事業主が販売する商品の購入やサービスの利用をする者、事業主の行う事業に関する内容等に関し問い合わせをする者、取引先の担当者、企業間での契約締結に向けた交渉を行う際の担当者、施設・サービスの利用者及びその家族、施設の近隣住民

【②社会通念上許容される範囲を超えた言動とは】

社会通念に照らし、当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないものを指し、典型的な例としては以下のものがあります。

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者との関係性等）を総合的に考慮することが適当です。

「言動の内容」、「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でもこれに該当し得ることに留意が必要です。

【③労働者の就業環境が害されるとは】

当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。

カスハラ防止のために講ずべき措置（義務）

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスハラには**毅然とした態度**で対応し、**労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスハラの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスハラへの**対処の方針**をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務です

【事業主の責務】

- カスハラを行ってはならないことその他カスハラに起因する問題（以下「カスハラ問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- 労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をすること
- 事業主自身がカスハラ問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- カスハラ問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

他の事業主の講ずる雇用管理上の措置の実施に関する協力

事業主は、カスハラに関し、他の事業主から、事実関係の確認等の雇用管理上の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければなりません。

- ◆ 協力を求められたことを理由として、他の事業主に対し、契約を解除する等の不利益な取扱いを行うことは望ましくありません。
- ◆ 事実関係の確認等に協力した労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いを行わない旨を定め、労働者に周知・啓発することが望ましいです。
- ◆ 事実が確認できた場合は、事業主は、就業規則等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を講ずることが望ましいです。

カスハラを防止するための望ましい取組

事業主は、カスハラを防止するため、次の取組を行うことが望ましいです。

- ◆ カスハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
 - ・労働者が自社の商品やサービスをよく理解し、顧客等への対応力の向上を図るための研修等
 - ・労働者が顧客等への理解を深めるための必要な取組
- ◆ 労働者や労働組合等の参画を得つつ、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること
- ◆ 業種・業態等の状況に応じた必要な取組を進めること
- ◆ 他の事業主が雇用する労働者に対してカスハラを行ってはならない旨の方針を示すこと

自らの雇用する労働者以外の者に対する顧客等の言動に関し行うことが望ましい取組

- ◆ カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針の明確化等を行う際に、職場における当該事業主が雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、個人事業主等）に対する顧客等の言動についても、同様の方針を併せて示すこと
- ◆ これらの者からカスハラに類すると考えられる相談があった場合には、雇用管理上の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること

※例えば、小売店において、商品のメーカーに雇用されている労働者（当該小売店に雇用されている労働者ではない）が商品販売のために勤務している場合などが該当します。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**S N S等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

性的な言動とは

性的な内容の発言及び性的な行動を指し、それぞれ以下が含まれます。

「性的な内容の発言」

- ・ 性的な事実関係を尋ねること
 - ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること
- 等

「性的な行動」

- ・ 性的な関係を強要すること
 - ・ 必要なく身体に触ること
 - ・ わいせつな図画を配布すること
- 等

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること
- ・ インターンシップ中に労働者が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

- 求職者等セクハラは、男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得る問題です。異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。
- また、求職者等セクハラは、相手の性的指向（※1）又はジェンダーアイデンティティ（※2）にかかわらず、該当することがあり得ます。
（※1）恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするか／（※2）自己の性別についての認識

求職者等セクハラの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等セクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の設定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤相談窓口担当者（※）が、適切に対応できるようにする

※ 人事担当者以外を相談窓口担当者とすることも考えられる。

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務です

【事業主の責務】

- 求職者等セクハラを行ってはならないことその他求職者等セクハラに起因する問題（以下「求職者等セクハラ問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をすること
- 事業主自身が求職者等セクハラ問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- 求職者等セクハラ問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

求職者等セクハラを防止するための望ましい取組

事業主は、求職者等セクハラを防止するため、次の取組を行うことが望ましいです。

- ◆ 大学等のキャリアセンター等の求職者等の関係者から求職者等セクハラに係る相談に関する情報提供があった場合に、連携し、適切な対応を行うこと
- ◆ 求職者等から、インターンシップの際など、顧客等による求職者等セクハラに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、求職者等セクハラの防止措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること

求職者等パワハラに類する行為等に関し行うことが望ましい取組

求職者等パワハラに類する行為等に関する望ましい取組

- ◆ 事業主及び労働者の責務の趣旨に関連し、求職活動等パワハラに類する行為等（※）について、労働者による求職者等に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主自らと労働者も、求職者等に対する言動について必要な注意を払うよう努めること
（※）求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為、求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為
- ◆ 求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、求職者等パワハラに類する行為等についても、同様の方針を併せて示すこと
- ◆ 求職者等から、求職者等パワハラに類する行為等に関すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、求職者等セクハラの防止措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること

求職者等カスハラに類する行為に関する望ましい取組

- ◆ 求職者等から、顧客等による求職活動等におけるカスタマーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、求職者等セクハラの防止措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること

改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法に関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6269	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

（令和8年2月26日作成）

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります (令和8年10月1日施行)



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

- ① 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】
- ② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示(雇用管理指針)】

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「**待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる**」旨の明示が必要となります(違反した者は10万円以下の過料に処されます)。

- | | | |
|--|---|-------------|
| ☐ 昇給の有無 | } | 現行の
明示事項 |
| ☐ 退職手当の有無 | | |
| ☐ 賞与の有無 | | |
| ☐ 相談窓口 | | |
| ☐ 待遇の相違等に関する説明を
求めることができる旨 | } | 新たな
明示事項 |

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



[https://www.mhlw.go.jp/
content/
11650000/000815925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給や各種手当、福利厚生など)について不合理な差を設けることを禁止しています(いわゆる「同一労働同一賃金」)。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、裏面のとおりです。

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



〈新たに追加された内容〉

- ・賞与(記載の充実)
- ・退職手当(新規追加)
- ・無事故手当(新規追加)
- ・家族手当(新規追加)
- ・住宅手当(新規追加)
- ・福利厚生施設(記載の充実)
- ・病気休職(記載の充実)
- ・夏季冬季休暇(新規追加)
- ・褒賞(新規追加)



PICK UP!

自社の状況が
ガイドライン等の
内容に沿ったもの
になっているか確認
してみましょう。

〈賞与・退職手当〉

- 賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。
- これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

〈住宅手当〉

- 住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

〈夏季冬季休暇〉

- パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

【告示(雇用管理指針)】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。



- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

受付時間 8:30-17:15(土日・祝日・年末年始を除く)



ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年7月	前年同月	前年同月比	令和8年7月	前年同月	前年同月比
計	9,614	9,733	▲ 1.2	63,116	65,647	▲ 3.9
建設業	427	383	11.5	4,474	4,276	4.6
製造業	574	650	▲ 11.7	4,700	4,673	0.6
情報通信業	622	747	▲ 16.7	2,443	2,523	▲ 3.2
運輸業,郵便業	908	931	▲ 2.5	4,770	5,221	▲ 8.6
卸売業,小売業	787	732	7.5	5,505	5,889	▲ 6.5
学術研究,専門・技術サービス業	613	717	▲ 14.5	2,124	2,219	▲ 4.3
宿泊業,飲食サービス業	1,530	1,108	38.1	5,258	6,113	▲ 14.0
生活関連サービス業,娯楽業	87	104	▲ 16.3	2,965	2,881	2.9
教育,学習支援業	104	154	▲ 32.5	854	870	▲ 1.8
医療,福祉	1,856	1,730	7.3	19,823	19,418	2.1
サービス業（他に分類されないもの）	1,689	1,863	▲ 9.3	8,203	9,002	▲ 8.9

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年7月	前年同月	前年同月比	令和8年7月	前年同月	前年同月比
職業計	1,805	1,684	7.2	27,095	25,492	6.3
A 管理的職業従事者	9	6	50.0	93	113	▲ 17.7
B 専門的・技術的職業従事者	320	347	▲ 7.8	4,247	4,088	3.9
C 事務従事者	476	500	▲ 4.8	6,789	6,476	4.8
D 販売従事者	103	111	▲ 7.2	1,626	1,584	2.7
E サービス職業従事者	179	170	5.3	2,944	2,830	4.0
F 保安職業従事者	15	11	36.4	300	260	15.4
G 農林漁業従事者	4	2	100.0	90	84	7.1
H 生産工程従事者	62	74	▲ 16.2	1,257	1,308	▲ 3.9
I 輸送・機械運転従事者	46	41	12.2	992	989	0.3
J 建設・採掘従事者	10	7	42.9	275	284	▲ 3.2
K 運搬・清掃・包装等従事者	157	139	12.9	3,183	2,923	8.9

3. 就職件数の推移

	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7
大阪東	344	248	298	363	291	290	269	305	485	321	370	354	369
大阪労働局	5,714	4,627	5,546	5,914	4,830	4,991	4,662	5,152	6,487	5,922	5,326	6,012	5,629

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和8年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	14,052	7,892	1.78	100,996	99,621	1.01
01管理的職業	54	29	1.86	402	461	0.87
02研究・技術の職業	2,717	540	5.03	12,275	6,536	1.88
006開発技術者	231	38	6.08	1,316	596	2.21
007製造技術者	153	90	1.70	796	1,355	0.59
008建築・土木・測量技術者	1,039	76	13.67	4,158	818	5.08
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	789	206	3.83	3,643	2,303	1.58
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	138	413	0.33	717	4,231	0.17
017デザイナー	55	233	0.24	236	2,232	0.11
04医療・看護・保健の職業	749	312	2.40	8,842	3,924	2.25
023看護師、准看護師	390	156	2.50	4,197	1,942	2.16
024医療技術者	151	58	2.60	1,933	696	2.78
025栄養士、管理栄養士	45	14	3.21	1,091	297	3.67
028保健医療関係助手	66	24	2.75	844	323	2.61
05保育・教育の職業	321	108	2.97	2,481	1,605	1.55
029.031.032その他の保育・教育の職業	317	89	3.56	2,365	1,397	1.69
06事務的職業	1,453	2,515	0.58	8,799	28,902	0.30
033総務・人事・企画事務の職業	152	297	0.51	929	2,982	0.31
034一般事務・秘書・受付の職業	328	1,410	0.23	2,266	16,664	0.14
037医療・介護事務の職業	97	77	1.26	1,108	1,257	0.88
038会計事務の職業	271	244	1.11	1,049	2,551	0.41
039生産関連事務の職業	101	55	1.84	682	695	0.98
040営業・販売関連事務の職業	284	172	1.65	1,328	1,940	0.68
07販売・営業の職業	2,408	509	4.73	10,551	6,386	1.65
045販売員	826	156	5.29	3,998	2,372	1.69
048営業の職業	1,444	325	4.44	6,001	3,761	1.60
08福祉・介護の職業	1,448	309	4.69	15,074	4,514	3.34
049福祉・介護の専門的職業	478	142	3.37	6,007	1,850	3.25
050施設介護の職業	683	152	4.49	6,801	2,498	2.72
051訪問介護の職業	287	15	19.13	2,266	166	13.65
09サービスの職業	1,365	410	3.33	10,607	5,242	2.02
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	107	53	2.02	3,476	712	4.88
055飲食物調理の職業	411	139	2.96	4,006	1,791	2.24
056接客・給仕の職業	721	120	6.01	2,377	1,600	1.49
057居住施設・ビル等の管理の職業	70	49	1.43	271	549	0.49
10警備・保安の職業	578	42	13.76	3,533	694	5.09
11農林漁業の職業	8	22	0.36	141	360	0.39
12製造・修理・塗装・製図等の職業	804	336	2.39	8,256	5,395	1.53
071製品製造・加工処理工（金属製品）	157	50	3.14	2,139	1,131	1.89
072製品製造・加工処理工（食料品等）	36	27	1.33	486	492	0.99
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	195	80	2.44	1,436	962	1.49
074機械組立工	64	37	1.73	744	592	1.26
075機械整備・修理工	117	24	4.88	1,566	521	3.01
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	126	95	1.33	798	1,017	0.78
13配送・輸送・機械運転の職業	765	231	3.31	8,546	4,831	1.77
082配送・集荷の職業	50	76	0.66	1,343	1,650	0.81
083貨物自動車運転の職業	111	32	3.47	3,154	944	3.34
085乗用車運転の職業	376	56	6.71	2,292	771	2.97
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	142	41	3.46	689	601	1.15
14建設・土木・電気工事の職業	498	57	8.74	7,156	1,226	5.84
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	241	24	10.04	2,117	464	4.56
092土木の職業	44	9	4.89	2,245	212	10.59
094電気・通信工事の職業	83	19	4.37	1,421	403	3.53
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	746	453	1.65	3,616	7,239	0.50
095荷役・運搬作業員	541	86	6.29	1,714	1,708	1.00
096清掃・洗浄作業員	88	104	0.85	751	1,315	0.57
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （I T 関連計）	54 1,684	208 692	0.26 2.43	625 8,069	3,126 7,488	0.20 1.08
（福祉関連計）	1,939	472	4.11	20,262	6,342	3.19
（介護関連小計）	1,414	270	5.24	14,345	3,837	3.74

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和8年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	8,346	4,318	1.93	60,919	62,557	0.97
02研究・技術の職業	42	77	0.55	295	1,079	0.27
007製造技術者	1	21	0.05	28	274	0.10
008建築・土木・測量技術者	15	7	2.14	97	154	0.63
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	17	22	0.77	101	266	0.38
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	196	118	1.66	621	1,437	0.43
017デザイナー	124	51	2.43	331	622	0.53
04医療・看護・保健の職業	594	206	2.88	5,725	2,810	2.04
023看護師、准看護師	401	112	3.58	2,999	1,581	1.90
024医療技術者	69	25	2.76	1,067	342	3.12
028保健医療関係助手	77	19	4.05	881	271	3.25
05保育・教育の職業	498	97	5.13	3,121	1,634	1.91
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	249	31	8.03	699	441	1.59
029.031.032その他の保育・教育の職業	249	66	3.77	2,422	1,193	2.03
06事務的職業	872	1,134	0.77	5,572	14,668	0.38
034一般事務・秘書・受付の職業	222	683	0.33	1,801	9,316	0.19
037医療・介護事務の職業	93	54	1.72	1,008	795	1.27
038会計事務の職業	213	74	2.88	505	879	0.57
040営業・販売関連事務の職業	59	28	2.11	321	491	0.65
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	80	95	0.84	427	1,008	0.42
07販売・営業の職業	402	122	3.30	2,216	2,458	0.90
045販売員	363	95	3.82	1,969	2,089	0.94
048営業の職業	32	22	1.45	180	282	0.64
08福祉・介護の職業	1,270	183	6.94	12,929	3,027	4.27
049福祉・介護の専門的職業	182	79	2.30	2,563	1,055	2.43
050施設介護の職業	675	90	7.50	7,096	1,767	4.02
051訪問介護の職業	413	14	29.50	3,270	205	15.95
09サービスの職業	2,284	269	8.49	13,743	4,553	3.02
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	32	29	1.10	1,030	316	3.26
055飲食物調理の職業	1,172	115	10.19	9,338	1,991	4.69
056接客・給仕の職業	729	57	12.79	2,044	1,078	1.90
057居住施設・ビル等の管理の職業	257	47	5.47	628	751	0.84
10警備・保安の職業	255	30	8.50	2,775	628	4.42
11農林漁業の職業	16	8	2.00	166	209	0.79
12製造・修理・塗装・製図等の職業	147	93	1.58	2,025	1,691	1.20
071製品製造・加工処理工（金属製品）	12	6	2.00	238	208	1.14
072製品製造・加工処理工（食料品等）	37	18	2.06	576	352	1.64
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	48	24	2.00	696	450	1.55
074機械組立工	11	2	5.50	131	151	0.87
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	10	2	5.00	108	45	2.40
13配送・輸送・機械運転の職業	193	82	2.35	2,611	1,758	1.49
082配送・集荷の職業	55	28	1.96	542	563	0.96
083貨物自動車運転の職業	1	6	0.17	187	97	1.93
085乗用車運転の職業	109	30	3.63	1,400	630	2.22
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	16	10	1.60	113	138	0.82
14建設・土木・電気工事の職業	3	6	0.50	134	171	0.78
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	3	1	3.00	51	77	0.66
092土木の職業		3	0.00	61	31	1.97
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,574	713	2.21	8,971	11,904	0.75
095荷役・運搬作業員	121	61	1.98	1,006	974	1.03
096清掃・洗浄作業員	1,186	210	5.65	5,252	3,324	1.58
097包装作業員	125	63	1.98	627	764	0.82
098選別・ピッキング作業員	36	59	0.61	537	1,194	0.45
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	106	320	0.33	1,549	5,648	0.27
（ＩＴ関連計）	233	196	1.19	941	2,166	0.43
（福祉関連計）	1,737	284	6.12	16,774	4,522	3.71
（介護関連小計）	1,280	146	8.77	12,913	2,643	4.89

※１ 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は４ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※２ フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※３ パートタイムとは、１週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※４ 令和５年４月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※５ 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※６ 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和8年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	245,698	320,886	260,088	249,592	317,882	250,282
01管理的職業	287,429	415,714	346,250	282,183	367,596	383,289
02研究・技術の職業	286,837	471,964	297,051	271,079	447,591	290,695
006開発技術者	267,204	414,811	275,000	258,928	417,989	287,000
007製造技術者	261,294	384,440	255,000	251,179	376,626	257,724
008建築・土木・測量技術者	321,421	549,140	340,000	296,375	495,033	334,922
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	254,033	412,852	282,857	259,486	441,280	290,447
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	248,211	335,985	253,778	242,907	352,181	251,339
017デザイナー	246,245	283,245	230,556	246,758	324,965	246,473
04医療・看護・保健の職業	256,097	306,435	279,153	259,919	306,507	274,201
023看護師、准看護師	274,271	321,984	303,226	273,021	317,567	279,548
024医療技術者	267,294	313,768	271,818	264,629	316,522	267,544
025栄養士、管理栄養士	197,563	226,427	276,667	222,108	260,793	226,200
028保健医療関係助手	212,117	236,389	190,000	207,043	240,042	203,514
05保育・教育の職業	225,272	269,486	211,176	234,539	272,372	232,617
029.031.032その他の保育・教育の職業	225,272	269,486	222,308	235,534	273,545	237,263
06事務的職業	226,713	285,436	248,268	223,339	276,001	234,427
033総務・人事・企画事務の職業	225,947	281,157	278,000	228,531	292,095	264,658
034一般事務・秘書・受付の職業	212,156	249,817	243,354	214,220	254,299	223,199
037医療・介護事務の職業	214,398	253,905	218,000	213,597	250,046	230,980
038会計事務の職業	252,556	343,518	265,385	238,229	316,982	247,822
039生産関連事務の職業	227,531	277,073	233,000	228,184	296,221	250,909
040営業・販売関連事務の職業	225,128	287,737	245,769	226,464	274,885	249,174
07販売・営業の職業	245,933	304,921	298,706	248,009	323,868	279,523
045販売員	213,687	246,337	228,000	236,626	295,661	222,184
048営業の職業	255,732	325,603	314,154	252,493	337,995	307,287
08福祉・介護の職業	240,318	278,739	239,500	254,506	286,813	237,238
049福祉・介護の専門的職業	249,536	295,491	253,125	272,051	305,812	244,362
050施設介護の職業	231,727	267,870	230,417	238,426	267,888	231,090
051訪問介護の職業	244,731	275,563	--	238,270	273,624	246,071
09サービスの職業	237,895	284,142	251,406	265,572	306,798	238,073
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	227,863	298,082	247,143	289,836	325,473	232,252
055飲食物調理の職業	226,441	256,993	270,000	247,730	288,711	248,495
056接客・給仕の職業	254,504	320,287	263,750	245,249	315,101	243,223
057居住施設・ビル等の管理の職業	224,400	252,669	216,667	219,632	242,852	213,304
10警備・保安の職業	214,655	229,775	211,111	212,380	230,882	218,512
11農林漁業の職業	210,000	210,000	200,000	248,270	352,231	256,923
12製造・修理・塗装・製図等の職業	235,913	314,660	247,917	228,615	310,410	245,214
071製品製造・加工処理工（金属製品）	238,921	309,559	271,111	228,171	310,632	251,337
072製品製造・加工処理工（食料品等）	249,917	310,067	223,333	224,231	287,784	237,978
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	229,769	269,191	256,667	223,501	284,275	230,169
074機械組立工	237,524	336,129	278,333	228,215	316,086	238,989
075機械整備・修理工	230,741	338,040	242,500	231,278	319,891	263,896
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	250,141	364,302	230,625	241,134	369,632	245,391
13配送・輸送・機械運転の職業	235,651	291,005	272,245	256,744	313,466	266,112
082配送・集荷の職業	264,882	287,600	266,364	250,064	293,767	264,608
083貨物自動車運転の職業	261,382	300,147	274,000	278,787	346,003	296,828
085乗用車運転の職業	219,506	359,696	283,125	229,932	282,726	258,693
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	223,176	266,453	273,636	239,684	300,287	246,346
14建設・土木・電気工事の職業	251,781	387,591	294,286	251,305	372,054	284,822
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	248,610	393,218	300,000	251,109	377,732	286,000
092土木の職業	232,197	371,279	243,333	256,616	359,229	291,200
094電気・通信工事の職業	221,000	344,000	400,000	244,601	372,865	280,845
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	218,469	229,228	216,061	222,676	259,372	212,742
095荷役・運搬作業員	218,646	226,677	209,091	222,123	251,702	225,203
096清掃・洗浄作業員	219,796	248,503	220,000	223,728	268,804	201,384
（ＩＴ関連計）	258,267	400,564	260,933	255,314	414,747	281,989
（福祉関連計）	247,878	288,575	268,784	256,539	292,967	253,204
（介護関連小計）	240,285	277,512	240,000	250,519	283,234	236,089

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は４ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、１週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
※4 令和５年４月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）
※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和8年7月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,456	1,569	1,280	1,360	1,476	1,255
02研究・技術の職業	1,573	2,102	1,293	1,398	1,832	1,501
007製造技術者	--	--	1,189	1,299	1,623	1,330
008建築・土木・測量技術者	1,950	2,920	1,300	1,591	2,131	1,470
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,189	1,282	1,200	1,223	1,476	1,570
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,261	1,424	1,317	1,318	1,555	1,410
017デザイナー	1,211	1,356	1,200	1,241	1,547	1,288
04医療・看護・保健の職業	1,737	1,883	1,754	1,729	1,949	1,689
023看護師、准看護師	1,804	1,937	1,748	1,739	1,929	1,670
024医療技術者	1,856	2,148	1,500	1,846	2,080	1,588
025栄養士、管理栄養士	1,250	1,400	--	1,295	1,380	1,233
028保健医療関係助手	1,292	1,383	1,192	1,269	1,364	1,188
05保育・教育の職業	1,598	1,932	1,571	1,376	1,540	1,334
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,233	1,307	1,226	1,247	1,363	1,187
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,650	2,021	1,675	1,396	1,568	1,389
06事務的職業	1,284	1,408	1,233	1,244	1,351	1,233
034一般事務・秘書・受付の職業	1,279	1,347	1,222	1,233	1,317	1,226
037医療・介護事務の職業	1,303	1,378	1,194	1,253	1,352	1,191
038会計事務の職業	1,253	1,585	1,278	1,263	1,502	1,268
040営業・販売関連事務の職業	1,263	1,347	1,200	1,223	1,337	1,239
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,189	1,286	1,258	1,203	1,304	1,286
07販売・営業の職業	1,177	1,247	1,263	1,244	1,382	1,211
045販売員	1,177	1,221	1,282	1,236	1,369	1,199
048営業の職業	1,403	1,568	1,192	1,295	1,486	1,297
08福祉・介護の職業	1,310	1,468	1,273	1,429	1,579	1,253
049福祉・介護の専門的職業	1,295	1,425	1,391	1,362	1,509	1,280
050施設介護の職業	1,282	1,396	1,214	1,458	1,563	1,232
051訪問介護の職業	1,364	1,611	--	1,424	1,707	1,315
09サービスの職業	1,860	2,006	1,257	1,352	1,438	1,201
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,246	1,483	1,400	1,222	1,476	1,266
055飲食物調理の職業	1,177	1,196	1,230	1,193	1,230	1,196
056接客・給仕の職業	1,214	1,260	1,233	1,193	1,267	1,201
057居住施設・ビル等の管理の職業	4,030	4,505	1,290	2,470	2,676	1,199
10警備・保安の職業	1,190	1,238	1,183	1,224	1,315	1,188
11農林漁業の職業	1,180	1,180	1,177	1,235	1,329	1,210
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,251	1,315	1,536	1,212	1,312	1,240
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,245	1,312	--	1,251	1,379	1,233
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,249	1,249	1,177	1,204	1,285	1,203
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,211	1,278	1,200	1,177	1,252	1,222
074機械組立工	1,240	1,240	--	1,216	1,268	1,196
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	1,291	1,491	2,000	1,337	1,582	1,385
13配送・輸送・機械運転の職業	1,297	1,344	1,245	1,277	1,341	1,224
082配送・集荷の職業	1,217	1,300	1,189	1,264	1,352	1,201
083貨物自動車運転の職業	--	--	1,177	1,429	1,577	1,263
085乗用車運転の職業	1,296	1,339	1,229	1,235	1,287	1,192
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,354	1,354	--	1,251	1,284	1,323
14建設・土木・電気工事の職業	1,200	1,500	1,500	1,614	1,981	1,258
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,200	1,500	--	1,541	2,046	1,292
092土木の職業	--	--	1,500	1,630	1,713	1,248
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,209	1,228	1,179	1,208	1,238	1,180
095荷役・運搬作業員	1,263	1,314	1,216	1,236	1,295	1,195
096清掃・洗浄作業員	1,209	1,224	1,186	1,208	1,230	1,177
097包装作業員	1,198	1,303	1,181	1,188	1,243	1,184
098選別・ピッキング作業員	1,184	1,245	1,187	1,214	1,267	1,194
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,177	1,180	1,177	1,195	1,242	1,177
（ＩＴ関連計）	1,200	1,333	1,481	1,237	1,444	1,410
（福祉関連計）	1,443	1,600	1,489	1,528	1,691	1,424
（介護関連小計）	1,307	1,465	1,272	1,429	1,578	1,248

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）
※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2026年7月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	6	3	18	TOEIC(600点～)	26	222	11	34
第三種電気主任技術者	7	92	18	113	日本語検定1級	24	173	0	24
1級電気工事施工管理技士	2	48	22	88	日本語検定3級	20	104	0	1
2級電気工事施工管理技士	2	24	18	105	日商簿記1級	13	131	1	17
一級建築士	6	90	83	494	日商簿記2級	202	1,955	51	253
二級建築士	17	179	74	393	日商簿記3級	208	2,215	75	380
1級建築施工管理技士	7	78	119	642	簿記能力検定(全経2級)	8	81	0	7
2級建築施工管理技士	7	66	105	430	運行管理者(貨物)	5	208	4	62
1級土木施工管理技士	4	122	174	518	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	5	79	2	11
2級土木施工管理技士	7	84	164	493	医療事務資格	30	298	11	74
1級造園施工管理技士	0	11	1	37	登録販売者(一般医薬品)	20	236	1	132
薬剤師	25	274	22	358	理容師	4	55	0	1,596
保健師	27	210	18	201	美容師	42	554	60	2,129
助産師	8	100	3	54	ネイリスト技能検定試験2級	4	36	0	23
看護師	202	2,193	567	4,984	ネイリスト技能検定試験3級	2	62	0	33
准看護師	31	378	242	2,573	調理師	99	1,302	253	2,163
臨床検査技師	11	130	4	80	警備員検定試験(1級)	0	0	18	20
理学療法士	11	128	83	1,044	警備員検定試験(2級)	0	3	19	27
作業療法士	4	78	74	867	大型自動車免許	43	1,096	21	1,388
歯科技工士	5	62	4	47	大型自動車第二種免許	21	429	21	279
歯科衛生士	25	252	43	413	普通自動車免許	2,131	33,869	102	2,637
診療放射線技師	7	69	5	55	普通自動車第二種免許	41	536	232	1,497
言語聴覚士	6	31	26	455	大型特殊自動車免許	8	190	0	36
管理栄養士	30	321	67	641	自動二輪車免許	59	937	7	197
栄養士	33	511	90	1,170	原動機付自転車免許	10	305	457	986
あん摩マッサージ指圧師	0	15	49	299	牽引免許	6	268	1	239
はり師	4	68	59	283	フォークリフト運転技能者	166	3,594	378	2,368
きゅう師	4	59	23	199	中型自動車免許	23	432	161	1,845
柔道整復師	9	89	66	255	中型自動車第二種免許	3	43	2	49
臨床心理士	1	18	23	87	8トン限定中型自動車免許	17	462	84	943
社会福祉士	22	364	204	1,182	危険物取扱者(乙種)	44	1,050	42	205
介護福祉士	115	1,884	773	8,964	危険物取扱者(丙種)	8	107	0	23
保育士	130	1,902	347	3,137	溶接技能者	1	32	0	32
ホームヘルパー1級	4	51	33	358	ガス溶接技能者	24	313	0	275
ホームヘルパー2級	68	1,237	373	3,595	アーク溶接技能者(基本級)	13	196	0	113
精神保健福祉士	10	140	76	468	二級自動車整備士	4	90	11	190
介護支援専門員(ケアマネージャー)	26	409	49	1,463	三級自動車整備士	4	50	10	194
介護職員基礎研修修了者	2	35	4	184	自動車検査員	1	28	4	19
福祉用具専門相談員	7	106	6	47	2級ボイラー技士	15	183	16	49
介護職員初任者研修修了者	67	1,046	962	9,335	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	7	122	9	43
介護職員実務者研修修了者	32	438	572	5,767	移動式クレーン運転士	14	199	1	87
税理士	3	19	18	46	小型移動式クレーン運転技能者	6	214	8	148
社会保険労務士	7	107	24	63	車両系建設機械(基礎工所用)運転技能者	2	35	0	58
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	94	1,416	40	1,031	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	6	130	2	166
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	35	403	117	532	玉掛技能者	58	1,223	60	916
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	49	627	38	191	第一種電気工事士	13	182	16	323
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	92	884	61	403	第二種電気工事士	56	844	103	867
管理業務主任者	5	58	5	29	足場の組立て等作業主任者	1	66	0	60
実用英語技能検定2級	59	704	3	23	1級管工事施工管理技士	0	42	32	114
TOEIC(730点～)	49	504	4	7	2級管工事施工管理技士	0	21	22	123